南区シティセールス協力店事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、南区と南区内の店舗・企業・事業所等（以下、「店舗等」）が協力・連携し、南区の魅力を南区内外に広く発信することにより、区民の南区への一層の愛着の高まりを目指しつつ、地域の力を高めることを目的とする。

（南区シティセールス協力店）

第２条　南区長は、前条の目的を推進するため、南区内に住所を有する店舗等を、申し込みに基づき「南区シティセールス協力店（以下「協力店」）」に登録する。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業

(4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

(5) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

(6) 各種法令に違反している事業者

(7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(8) その他、協力店として不適当と南区長が判断したもの

（南区及び協力店の連携）

第３条　南区及び協力店は相互に連携し、それぞれ次に掲げるシティセールスを推進する。

(1) 協力店は、南区や関係団体が作成するチラシ、ポスター等を配架・掲示する。

(2) 南区は、協力店のホームページなどの店舗情報を、南区ホームページやツイッター等に掲載する。

（協力店の登録等）

第４条　第２条の協力店として登録を受けようとする者は、「協力店申込書（様式第１号）」により、南区長に申請するものとする。

２　南区長は、前項の申請があったときは協力店として登録し、南区ホームページに掲載する。

３　協力店は、前項により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、協力店変更（辞退）届（様式第２号）を南区長に届け出なければならない。

（協力店登録の取消し）

第５条　南区長は、協力店が次のいずれかに該当すると判断したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 協力店が第２条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 協力店が前条第３項の規定による登録の辞退を届け出たとき。

(3) その他、協力店としてふさわしくないと南区長が判断したとき。

第６条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は南区長が定める。

附　則　この要領は、令和５年８月２１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（あて先）さいたま市南区長

年　　月　　日

南区シティセールス協力店申込書

「南区シティセールス協力店事業実施要領」第２条に定める、「南区シティセールス協力店」として、以下のとおり申し込みます。

（※）本申込書では、店舗・企業・事業者を総称して「店舗等」としています。

店舗等名称	ふりがな			
	名称			
代表者氏名	ふりがな			
	氏名			
店舗等情報	住所	〒		
	営業時間	時　　分　～　　時　　分		
	定休日			
	電話番号		公開可否	可　・　否
	FAX 番号		公開可否	可　・　否
	ホームページ URL		公開可否	可　・　否
連絡先	担当者氏名			
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
備考	※この申込書に記入した内容（連絡先以外）は、市ホームページ等で公開することがあります。公開を希望しない項目がある場合は、この欄にお書きください。			

様式第２号（第４条関係）

（あて先）さいたま市南区長

年　　月　　日

南区シティセールス協力店　変更（辞退）届

【届出者】

店舗等名称	
代表者氏名	
所在地	
担当者	

１　内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更の内容　　変更時期　　年　　月　　日

	変更前	変更後
店舗名称		
代表者氏名		
電話番号		
ＦＡＸ番号		
ホームページ ＵＲＬ		
担当者氏名		
その他		

※　該当する事項のみ記入してください。

２　協力店舗の登録を取消したいので届け出ます。

登録取消の理由

登録取消の時期　　年　　月　　日